

足寄町住環境・店舗等整備補助金（耐震改修工事）交付要綱実施細則

（趣旨）

- 1 この細則は、足寄町住環境・店舗等整備補助金交付要綱（平成27年要綱第27号。以下「要綱」という。）別表に掲げる耐震改修工事を対象とした補助金交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

- 2 耐震改修工事とは、要綱及び足寄町住環境・店舗等整備補助金（耐震診断）交付要綱実施細則に定める耐震診断（以下「耐震診断」という。）で上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅を、上部構造評点が1.0以上とするために行う補強工事を含む住宅改修を行う工事で、耐震改修工事施工者が行うものをいう。

（補助金の交付対象者）

- 3 この細則による補助を受けるものは、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅に居住しているものに限り、次に掲げるいずれかに該当するものは交付対象から除く。

（1） 移転補償を受けるもの

（2） 補助対象工事のうち、住宅改修等工事による補助金の交付を受けているもの

（補助対象経費）

- 4 補助の対象となる費用は、耐震改修工事、耐震改修工事の実施に伴う付帯工事及び耐震改修工事の実施に伴い併せて行う住宅改修等工事に要する費用とする。

（補助金の額）

- 5 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

（1） 100万円以内の補助対象工事にあつては、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。

（2） 100万円を超える補助対象工事にあつては、補助対象経費から100万円を除いた額に8分1を乗じて得た額に50万円を加算した額とし、その額が150万円を超えるときは150万円とする。

(3) 補助金の算出にあたっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

6 要綱第5条の補助金の交付申請には、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 耐震改修計画書(別記第1号様式)

(2) 耐震改修工事に係る工事請負契約書又は見積書の写し

(3) 工事内容の内訳が分かる書類

(4) 耐震改修工事を行うものが耐震改修工事施工者の資格を有することを証する書類

(完了報告)

7 要綱第8条の完了報告には、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 耐震改修工事施工状況報告書(別記第2号様式)

(2) 領収書の写し

(3) 交付決定時の住所に変更が生じる交付決定者にあつては住民票謄本

附 則

この細則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別記第1号様式(第6項関係)

耐 震 改 修 計 画 書

申請者氏名					
耐震改修工事施工者		会 社 名 住 所 担 当 者 氏 名 担 当 者 連 絡 先			
改修計画作成者 (耐震診断技術者)					
上部構造評点のうち 最小の値		改修前		改修後	
耐震改修計画の内容	壁の強さに関する措置				
	耐力要素の配置に関する措置				
	劣化度に関する措置				
	その他の措置				
改修工事費用(予定)					
添付書類		・耐震改修計画図 ・工程表			

別記第2号様式（第7項関係）

耐震改修工事施工状況報告書

年 月 日

足寄町長 様

申請者

住 所

氏 名

(名称及び代表者)

耐震改修工事施工者

住 所

氏 名

年 月 日付足第 号指令をもって交付の決定を受けた足寄町住環境・店舗等整備補助金の耐震改修工事について、下記のとおり施工しましたので報告します。

建物の所在地			
耐震改修工事の内容	区分	改修内容	写真番号
	壁の強さに関する措置		
	耐力要素の配置に関する措置		
	劣化度に関する措置		
	その他の措置		
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竣工図 ・ 工事写真 		